

ニュースレター

第56号 令和2年12月 日本FH協議会



一時保護費、FHの養育者の要件 特別育成費、処遇改善費、身元保証人

<行政説明への質問と回答>

11月18日(水) zoomで行政説明会が開催されました。約100ホームを少し超えての参加がありました。全国研究大会の参加者がやはり100ホームを超えていますので、ほぼ同規模での参加になります。この行政説明では、FHに大きな期待がかけられるとともに、制度面でもかなりの改善が図られています。次年度のはじめの予算委員会を待って決定していくわけですが、大きな改善が見込まれています。

なお、この行政説明会に質問をしていたFHに厚生労働省より回答がありましたので、報告いたします。

● 一時保護費

質問 一時保護をしていた時の費用の支払い方法ですが、ある県では児相の一時保護に入所した時からカウントして生活費(一般生活費)が支払われていますが、考え方はどうでしょうか。

通常:児相の一時保護(10月1日~10月15日)、FHへ一時保護(10月16日~10月26日)の一般生活費
16日~20日 4,230円×5日=21,150円
21日~26日 1,170円×6日=7,020円 合計 28,170円

ある県:児相に一時保護(10月1日~15日まで)生活費をカウントしている。

FHの一時保護費は 1,170円×11日=12,870円

以上の通り、ある県では児相の一時保護の期間もカウントに入れている。

どのように考えたらよいのでしょうか。

回答 一般生活費については、生活必需品が個人所有として初日から配布できるよう、初日~5日目までの保護単価を6日目以降よりも高く設定しており、一時保護期間中は、保護の場所に変更があったとしても、通算してカウントするものとしています。

ただし、生活必需品を変更先に持っていけない特段の事情があると都道府県が認める場合には、カウントを通算せず、改めて初日から5日の保護単価を支払うことも認めています。

● ファミリーホームの養育者の要件

質問 FHで夫婦での養育をしており、旦那さんが養育者で奥さんが補助者の場合、ともに5年以上里親登録しており、通算してFHに5人以上委託児童を養育した場合はこの要件に当てはまり、奥さんも養育者として認められないのでしょうか。

補助者も上記と同じ条件で里親登録五年以上、通算してFHに五人以上委託児童を養育した場合、(1日6時間以上、週5日以上を勤務した場合、児童養護施設の最低基準に準じて)も養育者として認められないのでしょうか。

参考: FHの養育者の要件

- 一 養育里親として二年以上同時に二人以上の委託児童の養育の経験を有する者
- 二 養育里親として五年以上登録している者であって、通算して五人以上の委託児童養育の経験を有する者
- 三 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において児童の養育に三年以上従事した者
- 四 都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認めた者とされ、さらに養育里親である者

回答 個々の事案につきましては、詳細が分からないので、一概にお答えすることはできませんが、ご質問をいただいた内容だけで判断すると、通知でお示しする養育者の二に該当するものと考えます。

● 特別育成費

質問 オンライン授業等で高校生がタブレットやスマホを使用する場合、毎月のWI-FI等の利用料を特別育成費で請求してもよいという通知が来ましたが、FHの子ども用のWI-FIの利用料が毎月5,000円で、高校生が3人おり、3人ともタブレットで宿題等のやり取りやオンライン授業に使っている場合、特別育成費の請求はどのように整理したらよいのでしょうか(領収書は1枚しかないが3人が使っています)。

回答 特別育成費も含む措置費(委託費)の請求方法につきましては、領収書等の証拠書類の取り扱いも含めて、委託権者である都道府県等によくご確認いただきますよう、お願いします。(一例として、WI-FIの使用料を等分して3人で等分に按分して請求を行う、3人の利用時間に応じて按分して請求するなどの方法が考えられると思います。)

● 処遇改善費

質問 FH の養育者は、いろいろな障がい等があるケアニーズの高い子どもたちの養育に24時間あたっています。いわば児童養護施設の小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設のリーダー以上の仕事内容であると考えられます。児童養護施設の小規模グループケア及び地域小規模養護施設のリーダーには、対象となる研修を修了した者には「処遇改善(Ⅲ)」が月額15,000円支給されます。FH の養育者も「処遇改善(V)」をケアニーズの高い子どもの養育に専門的に携わるという意味から、児童養護施設の「処遇改善加算(Ⅲ)」と同等のFH の子どもの養育にリーダーとしてあたる研修をすれば、児童養護施設の「処遇改善加算(Ⅲ)」と同等の加算はどうでしょうか。

回答 FHの養育者は、小規模グループケア等の指導員とは異なり、補助者に対するマネジメント・運営等を行う者として、措置費上は指導員よりも高い人件費を設定しています。

その処遇改善につきましては、施設職員に対するマネジメント等を行う児童養護施設等における主任指導員と同様に扱うことが適切と考えており、マネジメント業務の困難さに着目した処遇改善加算(V)を適用することとしています。

● 身元保証人

質問 FH の委託児童で未成年の大学生が、大学を通じて紹介された不動産屋で、大学に通うための東京での一人暮らしのため物件を探し、家を借りようとしたら、FH の子どもの養育者では保証人にならない。保証人は本人から3親等以内でないと無理、と言われました。身元保証人確保対策事業のことも伝えましたが、無理だと言われました。このようなときにはどのように対応したらよいでしょうか。

回答 ご質問のような事例が起きないように、社会的養護出身者に対するアフターケアの様々な施策が広く社会に理解されるよう、厚生労働省としても何ができるか考えてまいりたいと思います。

そのうえで、今回の事例については「社会的養護自立支援事業を通じて、大学に通学可能な自立援助ホーム等を居住の場として活用する」という方法も選択肢の一つとして考えられることから、都道府県等ともよくご相談いただきたいと存じます。



以上のような回答をいただきました。やはり各都道府県の担当か所との相談が必要なケースが多いものと思います。日常から担当セクションとの交流を図っていただきたいと思います。